

定款変更の件

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号)の施行に伴い、消費生活協同組合法 第31条の条番号の改正及び監事会からの要請に基づき、監事会の設置及び基本的役割を規定するため定款を改正します。

改正後	改正前	改正理由等
<p>(役員の責任)</p> <p>第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>【中略】</p> <p>10 以下の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 理事 以下に掲げる行為 ① 法第31条の<u>9</u>第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>【省略】</p>	<p>(役員の責任)</p> <p>第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>【中略】</p> <p>10 以下の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 理事 以下に掲げる行為 ① 法第31条の<u>7</u>第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>【省略】</p>	会社法改正に伴う修正

改正後	改正前	改正理由等
(監事及び監事会の職務及び権限) 第36条 この組合は、すべての監事で構成する監事会をおく。なお、監事及び監事会の職務及び権限は、以下のとおりとする。 (1) 監事の職務及び権限は、以下のとおりとする。 ① 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 ② 監事は、いつでも、理事及び使用者に対して事業に関する報告を求め又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。 ③ 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 ④ 前③の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 ⑤ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 ⑥ 監事は、理事が不正の行為をし又は当該行為をするおそれがあると認めるとき若しくは法令又は定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 ⑦ 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。 ⑧ 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。 ⑨ 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。 ⑩ 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。 ⑪ 理事長は、前⑩の者に対し、同項の総代会を招集する旨及び総代会の日時並びに場所を通知しなければならない。	(監事の職務及び権限) 第36条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 2 監事は、いつでも、理事及び使用者に対して事業に関する報告を求め又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 6 監事は、理事が不正の行為をし又は当該行為をするおそれがあると認めるとき若しくは法令又は定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。 9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨及び総代会の日時並びに場所を通知しなければならない。	監事会の設置と役割の記載整理

改正後

改正前

改正理由等

⑫ 監査に関する規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の議決を経なければならない。

(2) 監事會の職務及び権限は、以下のとおりとする。ただし、監事會は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

① 監事の職務の遂行に関する重要な事項についての協議

② 監事による監査権限の行使に関する事項であって監事の合議により決すべきものの決定

③ その他監事會の運営に関して必要な事項は、監事會で別に定める規則による。

12 監査に関する規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の議決を経なければならない。

【追記】

監事會の職務権限の記載

附則

(施行期日)

1 この定款は、行政官庁の認可の日より施行する。

【追記】

附則の追加

行政機関への届出の際、訂正を求められた場合、議決の本旨を変えない字句の訂正等は理事会に一任願います。